

令和2年度第6回多良木町議会(3月定例会議)

招 集 年 月 日	令和3年3月2日					
招 集 の 場 所	多良木町議会議場					
議 会 日 時 及 び	開	議	令和3年3月9日			午前10時00分
開 閉 宣 告	散	会	令和3年3月9日			午前11時40分
応招（不応招） 議員及び出席 欠席議員 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招	議 席 番 号	出 欠	氏 名	議 席 番 号	出 欠	氏 名
	1	○	高橋 裕子	7	○	源嶋 たまみ
	2	○	中村 正徳	8	○	豊永 好人
	3	○	林田 俊策	9	○	久保田 武治
	4	○	坂口 幸法	10	○	宇佐 信行
	5	○	村山 昇	11	○	猪原 清
	6	○	魚住 憲一	12	○	落合 健治
会議録署名議員	5番	村山 昇	10番	宇佐 信行		
職務のため出席した者の職氏名	事務局 長	林田 浩之	議事参事	山本 美和		
説明のため出席 した者の職氏名	職 名	氏 名	職 名	氏 名		
	町 長	吉瀬 浩一郎	教育振興課長	黒木 庄一朗		
	副 町 長	—	教育振興課	永井 孝宏		
	教 育 長	佐藤 邦壽	健康・保険課長	東 健一郎		
	会 計 管 理 者	小林 昭洋	健康・保険課	和 泉 理恵		
	総 務 課 長	仲川 広人	町民福祉課長	大石 浩文		
	総 務 課	金子 めぐみ	町民福祉課			
	企画観光課長	岡本 雅博	子ども対策課長	新堀 英治		
	企画観光課		子ども対策課	大石 尚美		
	税 務 課 長	平 川 博	環境整備課長	久保 日出信		
	税 務 課		環境整備課			
	農委事務局 長	小田 章一	農林課長	水田 寛明		
	会 計 室		農林課	竹下・那須		

会 議 に 付 し た 事 件

議案第39号	財産の無償譲渡について
議案第40号	多良木町国営川辺川総合土地改良事業負担金等徴収条例を定めることについて
議案第41号	租税特別措置法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例を定めることについて
議案第42号	多良木町職員の定数に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第43号	多良木町国民健康保険条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第44号	多良木町介護保険条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第45号	多良木町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第46号	多良木町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第47号	多良木町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第48号	多良木町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第49号	多良木町八日原運動広場設置及び管理条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第50号	多良木町工場等設置奨励条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第51号	多良木町が管理する町道の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第52号	多良木町営住宅条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第53号	多良木町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第54号	令和2年度多良木町一般会計補正予算（第9号）
議案第55号	令和2年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）
議案第56号	令和2年度多良木町国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第1号）
議案第57号	令和2年度久米財産区特別会計補正予算（第2号）
議案第58号	令和2年度多良木町上水道事業会計補正予算（第1号）
議案第59号	令和2年度多良木町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
議案第60号	令和2年度多良木町介護保険特別会計補正予算（第3号）
議案第61号	令和2年度多良木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

議案第62号	令和3年度多良木町一般会計予算
議案第63号	令和3年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
議案第64号	令和3年度多良木町国民健康保険特別会計（直診勘定）予算
議案第65号	令和3年度久米財産区特別会計予算
議案第66号	令和3年度多良木町上水道事業会計予算
議案第67号	令和3年度多良木町下水道事業特別会計予算
議案第68号	令和3年度多良木町介護保険特別会計予算
議案第69号	令和3年度多良木町後期高齢者医療特別会計予算

開議の宣告

(午前 10 時 00 分開議)

○議長(高橋裕子さん) ただいまの出席議員は 12 名です。全員出席ですので、会議は成立いたしております。

これから、本日の会議を開きます。

日程第 1 「議案第 39 号」 財産の無償譲渡について

○議長(高橋裕子さん) それでは、日程第 1、議案第 39 号、財産の無償譲渡についてを議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 39 号、財産の無償譲渡については、原案のとおり可決されました。

日程第 2 「議案第 40 号」 多良木町国営川辺川総合土地改良事業負担金等徴収条例を定めることについて

○議長(高橋裕子さん) 次に、日程第 2、議案第 40 号、多良木町国営川辺川総合土地改良事業負担金等徴収条例を定めることについてを議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

9 番久保田さん。

○9 番(久保田 武治君) この条例に関わってですね、3 点お伺いしたいと思います。

まず一つはですね、これ 6 市町村が関わる事業ということになるわけですが、それに掛かる総事業費、それと本町が負担すべき負担金、その辺がまずどうなってるのか。

そして二つがですね、受益者の負担金、これはいったいどのようになるのか。

それともう一つは、この事業についての効果、これは一体どのような効果を見込んでおられるのか、その 3 点についてお答えいただきたいと思います。

○議長(高橋裕子さん) 水田農林課長。

○農林課長(水田寛明君) それでは、お答えいたします。

まずこの川辺川の土地改良区事業につきまして、事業費の総額といたしまして 252 億 2700 万、概算でございます。こちらの方が、令和 3 年度まで事業の方が行われるということで概算になります。

市町村負担金につきましても概算になりますけれども、多良木町の負担金としまして 5,284 万円、受益者の負担金としまして、多良木町の受益者負担金が 1,143 万円。この算出方法といたしましては、10 アール当たりの単価が約 8 万円程度になると思われまして、その計算方法としまして、造成地の 10 アール当たりの年間償還金額が、約 6,000 円ほどになります。こちらに消費税を掛けまして、15 年償還でございますが、そのうち 3 年据え置きという期間がご

ございますので、掛ける 12 をします。そちらの方で大体 8 万円弱ぐらいになるかなというところでお伺いをしているところでございます。

効果についてですけれども、作業生産効果、維持管理費節減効果、営農に係る走行経費節減効果、地籍確定効果、国産農産物安定供給効果等が見込まれるということで川辺川の事業所の方ですね、変更計画書の方が作られておりますけれども、そちらの方に記載しております。以上で説明終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋裕子さん） ほかに質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。
お諮りします。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。
したがって、議案第 40 号、多良木町国営川辺川総合土地改良事業負担金等徴収条例を定めることについては、原案のとおり可決されました。

日程第 3 「議案第 41 号」 租税特別措置法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例を定めることについて

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 3、議案第 41 号、租税特別措置法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例を定めることについてを議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。
お諮りします。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。
したがって、議案第 41 号、租税特別措置法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例を定めることについては、原案のとおり可決されました。

日程第 4 「議案第 42 号」 多良木町職員の定数に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 4、議案第 42 号、多良木町職員の定数に関する条例の一部を改正する条例を定めることについてを議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 42 号、多良木町職員の定数に関する条例の一部を改正する条例を定めることについては、原案のとおり可決されました。

日程第 5 「議案第 43 号」 多良木町国民健康保険条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長(高橋裕子さん) 次に、日程第 5、議案第 43 号、多良木町国民健康保険条例の一部を改正する条例を定めることについてを議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 43 号、多良木町国民健康保険条例の一部を改正する条例を定めることについては、原案のとおり可決されました。

日程第 6 「議案第 44 号」 多良木町介護保険条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長(高橋裕子さん) 次に、日程第 6、議案第 44 号、多良木町介護保険条例の一部を改正する条例を定めることについてを議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 44 号、多良木町介護保険条例の一部を改正する条例を定めることについては、原案のとおり可決されました。

日程第7 「議案第45号」 多良木町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第7、議案第45号、多良木町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めることについてを議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号、多良木町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めることについては、原案のとおり可決されました。

日程第8 「議案第46号」 多良木町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第8、議案第46号、多良木町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めることについてを議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号、多良木町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めることについては、原案のとおり可決されました。

日程第9 「議案第47号」 多良木町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第9、議案第47号、多良木町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めることについてを議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号、多良木町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めることについては、原案のとおり可決されました。

日程第10 「議案第48号」 多良木町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第10、議案第48号、多良木町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を定めることについてを議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号、多良木町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を定めることについては、原案のとおり可決されました。

日程第 11 「議案第 49 号」 多良木町八日原運動広場設置及び管理条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 11、議案第 49 号、多良木町八日原運動広場設置及び管理条例の一部を改正する条例を定めることについてを議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 49 号、多良木町八日原運動広場設置及び管理条例の一部を改正する条例を定めることについては、原案のとおり可決されました。

日程第 12 「議案第 50 号」 多良木町工場等設置奨励条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 12、議案第 50 号、多良木町工場等設置奨励条例の一部を改正する条例を定めることについてを議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 50 号、多良木町工場等設置奨励条例の一部を改正する条例を定めることについては、原案のとおり可決されました。

日程第 13 「議案第 51 号」 多良木町が管理する町道の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 13、議案第 51 号、多良木町が管理する町道の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例を定めることについてを議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 51 号、多良木町が管理する町道の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例を定めることについては、原案のとおり可決されました。

日程第 14 「議案第 52 号」 多良木町営住宅条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長(高橋裕子さん) 次に、日程第 14、議案第 52 号、多良木町営住宅条例の一部を改正する条例を定めることについてを議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 52 号、多良木町営住宅条例の一部を改正する条例を定めることについては、原案のとおり可決されました。

日程第 15 「議案第 53 号」 多良木町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長(高橋裕子さん) 次に、日程第 15、議案第 53 号、多良木町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについてを議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 53 号、多良木町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについては、原案のとおり可決されました。

日程第 16 「議案第 54 号」 令和 2 年度多良木町一般会計補正予算（第 9 号）

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 16、議案第 54 号、令和 2 年度多良木町一般会計補正予算（第 9 号）を議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

9 番久保田さん。

○9 番（久保田 武治君） 1 点だけちょっと伺いたいと思います。

23 ページの目の企画費、節 1 の報酬なんですけど、これ地域おこし協力隊の報酬が 80 万 5,000 円減額されておりますが、その理由についてということと、今後の協力隊員の活用、増員なども含めてですね、どのような見通しを持っておられるのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 岡本企画観光課長。

○企画観光課長（岡本雅博君） はい、お答えいたします。

企画費で地域おこし協力隊の報酬の減額を上げておりますが、これは減額に至った要因といたしましては、当初予算では 4 月から翌年 3 月まで 1 年を通しての予算を計上しておりました。しかしながら採用に至っては、1 名が 7 月から、あと 1 名が 9 月からということでございましたので、その差額分を今回減額させていただくものでございます。

また今後の地域おこし協力隊の活用でございますけども、今のところは 2 名おりますので、その 2 名については継続して雇用をしていきたいというふうな計画でおります。ただ先日でございますけども、地域おこし協力隊の方から提案がございまして、今後のあり方についてちょっと協議をさせていただきたいということでしたので、またそのことについては具体的に話が進み次第、また議員の皆様方にはご相談をさせていただきたいというふうに思っております。

それから当初予算に絡んできますけども、あと 1 名、今後雇用をしていきたいと思っておりますが、1 名につきましては、今後、多良木財団を運営する際に今職員が 2 名派遣しておりますけども、その後継となるべき者を育成をしていきたいというふうな考えでおります。

以上でございます。

○議長（高橋裕子さん） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 54 号、令和 2 年度多良木町一般会計補正予算（第 9 号）は、原案のとおり可決されました。

日程第 17 「議案第 55 号」 令和 2 年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 4 号）

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 17、議案第 55 号、令和 2 年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 4 号）を議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 55 号、令和 2 年度多良木町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第 4 号)は、原案のとおり可決されました。

日程第 18 「議案第 56 号」 令和 2 年度多良木町国民健康保険特別会計(直診勘定)補正予算(第 1 号)

○議長(高橋裕子さん) 次に、日程第 18、議案第 56 号、令和 2 年度多良木町国民健康保険特別会計(直診勘定)補正予算(第 1 号)を議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 56 号、令和 2 年度多良木町国民健康保険特別会計(直診勘定)補正予算(第 1 号)は、原案のとおり可決されました。

日程第 19 「議案第 57 号」 令和 2 年度久米財産区特別会計補正予算(第 2 号)

○議長(高橋裕子さん) 次に、日程第 19、議案第 57 号、令和 2 年度久米財産区特別会計補正予算(第 2 号)を議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 討論なしと認めます。

お諮りします。本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 57 号、令和 2 年度久米財産区特別会計補正予算(第 2 号)は、原案の

とおり可決されました。

日程第 20 「議案第 58 号」 令和 2 年度多良木町上水道事業会計補正予算（第 1 号）

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 20、議案第 58 号、令和 2 年度多良木町上水道事業会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 58 号、令和 2 年度多良木町上水道事業会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

日程第 21 「議案第 59 号」 令和 2 年度多良木町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 21、議案第 59 号、令和 2 年度多良木町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 59 号、令和 2 年度多良木町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり可決されました。

日程第 22 「議案第 60 号」 令和 2 年度多良木町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 22、議案第 60 号、令和 2 年度多良木町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 60 号、令和 2 年度多良木町介護保険特別会計補正予算(第 3 号)は、原案のとおり決定されました。

日程第 23 「議案第 61 号」 令和 2 年度多良木町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 3 号)

○議長(高橋裕子さん) 次に、日程第 23、議案第 61 号、令和 2 年度多良木町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 3 号)を議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 61 号、令和 2 年度多良木町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 3 号)は、原案のとおり決定されました。

日程第 24 「議案第 62 号」 令和 3 年度多良木町一般会計予算

○議長(高橋裕子さん) 次に、日程第 24、議案第 62 号、令和 3 年度多良木町一般会計予算を議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

7 番源嶋さん。

○7 番(源嶋たまみさん) 3 点ほど、一つ一つ聞いてもよろしいですか。

○議長(高橋裕子さん) 項目ごとをお願いします。

○7 番(源嶋たまみさん) はい。60 ページの款の民生費、項の 1、社会福祉費、目の介護保険費の節 7 の報償費の 637 万 2,000 円、地域活動支援事業っていうのはどういう支援なのか伺いたと思います。

○議長(高橋裕子さん) 質疑の内容はその 1 点でよろしいですか、一括ですが。

東健康・保険課長。

○健康・保険課長(東 健一郎君) それでは、お答えいたします。

地域活動支援事業ということで 637 万 2,000 円計上いたしておりますが、これにつきましては、介護保険を利用しなかった人、資格ありますが、そういう方にお渡しするものでございまして、1 人当たり 2,000 円ということで予算を計上させていただいておるところでございます。以上です。

○議長（高橋裕子さん） 7番。

○7番（源嶋たまみさん） 対象者は何名ですか。

○議長（高橋裕子さん） 東健康・保険課長。

○健康・保険課長（東 健一郎君） お答えいたします。

1人当たり2,000円でございますので、予算的には3,186名を予定しております。

○議長（高橋裕子さん） 7番。

○7番（源嶋たまみさん） 65ページ。款の民生費、項の児童福祉費、節の1番下です。負担金補助及び交付金の1番下の補助金で、結婚チャレンジ補助20万、結婚新生活支援事業補助300万の内容を伺いたしたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 新堀子ども対策課長。

○子ども対策課長（新堀英治君） お答えいたします。

補助金の結婚チャレンジ補助につきましては、結婚チャレンジを実施されます1団体当たり10万円の2団体分を計上しております。

また、結婚新生活支援事業補助につきましては、現行ですね、こちらの事業につきましては夫婦ともに34歳以下のかつ世帯所得34万円未満の方に対しまして現在30万円、1世帯当たり30万円補助する事業を行っておりますが、令和3年度におきましては、29歳以下の方であれば60万円、39歳以下であれば30万円という事業がありますので、そちらの60万円の5件分ということで予算を計上させていただいております。

よろしく願いいたします。

○議長（高橋裕子さん） 7番。

○7番（源嶋たまみさん） 125ページ。款の9、教育費、項の保健体育費、節の17番、備品購入費で公用車92万5,000円とありますけども、どういう車を買われるのかをお尋ねします。

○議長（高橋裕子さん） 黒木教育振興課長。

○教育振興課長（黒木庄一朗君） お答えいたします。

平成9年に購入いたしました給食配送用公用車の購入費用となっております。

以上です。

○議長（高橋裕子さん） ほかに質疑はありませんか。

10番宇佐さん。

○10番（宇佐信行君） 私は1点だけですね、ちょっとお伺いしたいと思いますが、119ページ、119ページの款の10、教育費、目の4、交流促進事業費でございますが、その中で12の委託料480万が計上されているわけでございますが、この重要遺産調査委託料ということで、これはどういう遺産のですね、内容のものであるのかが一つ、1点。

2点でどういうふうな調査をですね、委託されるのか、が2点。

3点目に委託先、どういうところにですね、委託をされるのかをお伺いいたします。

○議長（高橋裕子さん） 黒木教育振興課長。

○教育振興課長（黒木庄一朗君） お答えいたします。

重要遺産調査委託料、こちらの中身についてまずご説明いたします。それでおわかりになられると思いますので。

多良木相良氏関連遺跡群のですね、国の指定化を図るために、歴史回廊づくりを推進するために、歴史的コンテンツを観光につなげることを目的とするものでございます。

令和2年度にですね、関係機関との協議を行いまして、令和3年度に相良頼景館跡、東光寺の磨崖梵字の発掘調査、測量調査を行います。令和4年度に再度調査を行いまして、報告書を完成させ令和5年度に国指定のですね、文化財を目指すものでございます。

なお、委託先につきましては、入札を行いますので、未定でございます。

以上です。

○議長（高橋裕子さん） ほかに質疑はありませんか。

2 番中村さん。

○2 番（中村正徳君） 67 ページの学園費についてお伺いをしたいと思います。

今回、指定管理委託料として1,130万委託料で上げておられます。前年度比較いたしますと596万6,000円、そうですね、596万6,000円ということが多くなっておりますけれども、入所者が見込まれないということでこういう委託料を上げておられるんでしょうけれども、一応その原因とですね、上がった原因と、それからもしやるのであれば、500万という、当初の委託の負担、補助金ということで話があったと思いますんで、どうしても途中でその見込みができないのであれば、期中ですらですね、補正を組む、支払いする金額、当初では500万で運営されて、運営はできると思いますんで、どうしても募集人員が足りないということであれば、またそのときは両者協議の上でというようなことで申し合わせがあったと思いますんで、当初からですね、もう既にできないような組み方をしてですね、予算を計上されているということは、についてどのようなことで計上されているのかお伺いをしたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 新堀子ども対策課長。

○子ども対策課長（新堀英治君） それでは、お答えいたします。

多良木学園の指定管理委託料の件なんですけれども、議員申されましたが、指定管理委託料の令和2年度の委託料の額については、500万円とするということで定款の方に、協定書の方でうたっておりますけれども、令和3年度の委託料の額は、令和2年度の実績及び令和3年度の年間所要額を考慮の上決定するものということで定めてあります。

現在の多良木学園の入所の状況ですけれども、令和3年2月1日現在で今17名です。令和3年2月末日で就学前児童1名が入所されまして、2月28日付けで高校生1名、小学生が1名退所されることによりまして16名になります。3月1日現在で16名で、末日で、3月途中で小学生の方が1名、一時保護されております。3月12日に高校生が1名退所されますので、合わせまして、プラスマイナスゼロになりますので、16名となります。4月1日現在の入所見込みですが、4月1日で高校1年生が1名入所と中学1年生が1名入所ということで、18名となるんですが、小学校1年生の一時保護につきましては、まだ措置がされるかどうかわかりませんので、今のところ17名という形になります。

そこで今回なんですけれども、今回ですが、令和2年度の当初予算の同額の500万円を計上した場合、すぐに運営の資金が賸えないことが予測できております。そのことから、令和2年度当初に500万円計上しました額に令和3年4月1日現在で満たない児童数が3名になりますので、その6カ月分の措置費を加えた額を令和3年度の予算として計上させていただいております。

措置費1名あたりがですね、大体35万円ということで報告を受けておりますので、1カ月当たり定員に満たない児童に対しての措置費が大体105万円になります。その半年間ということになりますので、その6カ月で630万円、合わせまして1,130万円の予算を計上させていただいております。

よろしくお願いたします。

○議長（高橋裕子さん） 2番。

○2 番（中村正徳君） ただいまの説明で入所見込みが足りないってということで、運転資金といいますが、資金繰りも難しいということで、そのような話ですけども、1カ月当たり今18名を見込んだ場合に、1人頭105万で6カ月で630万の不足が見込まれるからこれだけの予算を組むということですけども、いずれにしろ令和4年過ぎますと、民間委託になるように、もう既に契約ていいですか、申し合わせできてますんで、そちらでやっていかれると思いますんで、かなりの厳しい状況下でやっていかれるんだろうなというふうに思いますけども、自助努力っていうものをしてもらわないと、どうしてもですね、こういう不足額が出てくる。

初めは 500 万でできるっていう話でしたんですね、それからの運営費が足らなくなってくるというなことでの計上でしょうけども、くどくどは言いませんけども令和 3 年度まで我慢すればこれで終わるわけですからですね、あまりは言いませんけども、あとは自助努力されるわけでしょうから。

しっかり今のうちから自助努力。

最初は 18 名入所されるととんとんでいくのかなと思っていたんですけども、それでも足りないというようなことですので、非常に残念ですけども、わかりました。

○議長（高橋裕子さん） ほかに質疑はありませんか。

9 番久保田さん。

○9 番（久保田 武治君） 2 点お伺いしたいと思います。

まず一つがですね、42 ページの目 10、まちづくり推進事業費、節 18、負担金補助及び交付金となっておりますが、ふるさと応援寄附金の事業補助として 2,729 万 4,000 円あがってるわけですが、この事業の目的、あるいは事業の内容についてちょっとお伺いしたいというのがまず 1 点目です。

○議長（高橋裕子さん） 暫時休憩いたします。

（午前 10 時 48 分休憩）

（午前 11 時 02 分開議）

○議長（高橋裕子さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。

仲川総務課長。

○総務課長（仲川広人君） お答えいたします。

令和 2 年度の 1 月分のふるさと納税の事務について、たらぎまちづくり推進機構の財団が設立されましたので、そちらの方に補助金として流しております。

内容といたしましては、これまで一般会計の方でふるさと納税の返礼品、それからそれに係ます配送料、あと事務経費などを一般会計の方で一般財源で組んでおりました。その分を 1 月からの分ですね、を令和 2 年度では予算措置をしたところでございます。

令和 3 年度の当初におきましても、令和 2 年度の当初の目標と同じ寄附額 5,000 万を基にその返礼品代、それから配送料、それから事務費についてを財団の方に補助金として支出するように予算を計上しているところでございます。

○議長（高橋裕子さん） 9 番。

○9 番（久保田 武治君） 事業のですね、内容、そのことについてはわかりましたが、この 2,729 万 4,000 円、これをどういう算出のもとにこの金額が出てきているのか、その点についてもちょっとお答えいただけますか。

○議長（高橋裕子さん） 仲川総務課長。

○総務課長（仲川広人君） お答えいたします。

まず補助金の内容、金額の積算といたしましては、寄附の見込みが、ちょっとこれがですね、寄附金の目標 5,000 万にしておりますが、どうしてもこう、ふるさと納税のポータルサイトの運営を今委託しておりますが、その中でちょっと一つのポータルサイトだけが町としか契約ができないということございまして、その分だけが多良木町で行う分がどうしても町の方に残ってしまいます。

そのサイト以外の 5,000 万のうちの財団で取り扱っていただく寄附の見込み額が一応 3,900 万と見込んでおまして、まずはそれに係ます返礼品が、一応 3 割分で 1,170 万、それからその配送料といたしまして 775 万、それから PR 広告料で 16 万 5,000 円、あとはそういったこうポータルサイトの運営の委託料が 774 万 8,000 円というところで積算をしているところでございます。

○議長（高橋裕子さん） 9 番。

○9番(久保田 武治君) 85 ページにあります、目9の地籍調査費です。

12の委託料なのですが、5,778万5,000円が当初予算として計上されております。

これ前年比からいきますと1,150万円増額になっております。

それで事業としてですね、令和3年度はどこを計画されているのか。

それとあわせてこれまでの進捗率、そしてさらに令和3年度この事業をやることによってどの程度まで進捗率が見込まれるのか。その点も含めてちょっと伺いたいと思います。

○議長(高橋裕子さん) 平川税務課長。

○税務課長(平川 博君) 答えいたします。

令和3年度におきましては、事業費の方が上がっておりますけれども、こちらの方につきましては、一筆調査を行う年度においては、その面積によってですね、委託料の方が上がってくるということで、令和3年度は高くなっているものでございます。

現在の進捗率については83%ということで、令和3年度から着手します事業する場所につきましては、大字多良木字寺ノ前ほか15字につきましては調査が終わっておりますので、こちらについては閲覧のみでございます。

それから新規に入るところといたしましては、黒肥地の字尾崎。これは黒肥地小学校近くから東光寺の方に向けて行くところでございますけれども、こちらについてが今回、一筆調査を行うものでございます。こちらについては現地立会から閲覧まで令和3年度に終わってしまうという計画でおります。

それから令和3年度、基準点設置までということで行いますのが、黒肥地の字仁原川ほか16字ということで、こちらは令和4年度から現地立会ということになる予定でございます。全部で51字ということでございまして、進捗率が何%になるかということはまだ出ておりませんが、今後の見通しといたしましては、第7次10カ年計画が始まるということで、この10カ年計画ですべての地区をですね、調査地区ということで入れておりますので、この計画どおりにいけば10年ということになるわけですが、令和2年度についても事業費の8割の補助金の交付だったということもありまして、最低でも2割落とすときには12年、さらに落ちていけば、さらに延びていくものではないかというふうに予測をしているところでございます。

○議長(高橋裕子さん) ほかに質疑はありませんか。

3番林田さん。

○3番(林田俊策君) ページ、33ページ、区長業務委託料でございます。

1,986万2,000円、この積算根拠並びに何を委託するのか、そしてそのあとこの報告書はどのような形で提出されるのか、3点についてお伺いしたいと思います。

○議長(高橋裕子さん) 仲川総務課長。

○総務課長(仲川広人君) 答えいたします。

まず積算根拠につきましては、47行政区掛ける平均42万1,000円で積算をいたしております。

それから委託業務の内容につきましては、各区長と行政事務処理委託契約書を取り交わしておりますので、その中の行政事務ということで、甲、これは多良木町になります。の各種印刷物の配布、回覧等に関する事。2点目で町長が必要と認める刊行書及び各団体の刊行物の配布、回覧等に関する事。3点目で町民の要望事項の取りまとめに関する事。4点目で町の事務執行上必要な当該行政区区域内における調査、連絡、報告、その他の業務に関する事。5点目で今申し述べました事項に掲げるもののほか、協議において決定したものという業務になります。

それから委託業務の報告でございますが、この契約書の中で完了報告ということで、委託が完了したときは委託完了報告書を提出しなければならないということで、報告書につま

しては、総務課の方で世帯数とか、ちょっと簡単な様式を作りまして報告をしていただいているところでございます。

○議長（高橋裕子さん） ほかに質疑はありませんか。

8 番豊永さん。

○8 番（豊永好人君） ページの 82 ですね。の中で、農林水産業費の中に農業費という 82 ページです。

その中の目の堆肥センター管理費ということで、節の修繕費。ここに 487 万 5,000 円上がってますけども、まず 1 点目は、この詳細な修繕費の内容について説明をお願いしたいということが一つと、もう一つは、毎年毎年、高額な修繕料が出てくるということについて、町長はどぎゃん思ってるのか、その 2 点をちょっと聞きたいとお願いします。

詳細な答弁をお願いします。

○議長（高橋裕子さん） 水田農林課長。

○農林課長（水田寛明君） それではお答えいたします。

堆肥センターの修繕料ということですが、こちらにつきましては、通常時の修繕代といたしまして、ダンプ、トラクター、ホイールローダー、こういったものの修繕代ということで 75 万円を計上させていただいております。

それと袋詰め機につきましては今回、袋詰め、15 キロと 5 キロの袋詰めを販売しておりますけれども、そちらの機械につきましては、修繕の方を考えております。こちらが 412 万 5,000 円を考えております。

堆肥センターの機械におきましても約 25 年ほど稼働しておりまして、修繕を、修繕更新をですね、考えていかなければならないというような時期に来ております。農林課の方でも今回袋詰め機の更新をしますが、そのあとまだ更新修繕をしなければいけないというのが沢山ございます。2 トンのダンプ、自洗機、貯蔵施設の屋根等ですね、それとトラクター、マニアスプレッダーこういったものの修繕更新というのが今後出てくるかと思われま。

そちらの方ですね、修繕を計画的にさせていただければというふうに考えております。

よろしく申し上げます。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬浩一郎町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） 修繕費が毎年非常にかかっております。不採算部門としてですね、時々一般質問でも質問をお受けしておりますけれども、そこはやはり、かなりの年月、今課長が言いましたようにですね、使っておりますので、もう天井に穴がほげたりですね、こう掻き回す攪拌の機械が錆びたり、本当に、そういう錆びるような成分のものを扱ってるものだからですね、それでやっぱりこう、これはもう致し方ないのかなと、あそこを運営していく上はですね。新しく作り直すというわけにはもういきませんので。

前も一般質問のときにお答えしたいと思うんですが、畜産農家の方からはですね、是非とも必要な施設でありますので、もうそれはもう十分議員もご承知だと思うんですが、畜産農家はあそこに持ってこられて、それで産業廃棄物として他のところに出して、お金を払って出すという必要がないのでですね、畜産農家に対しては非常にいい施設であると。

当初からそういう目的で作られておりますので、あとはいい肥料を作ってますね、いい堆肥を作って、そしてそれを売ってそこを埋めていくという方法しかないと思うんですが、ここはもう恒常的にあそこをやっていく以上、修繕費は当然掛かると思います。

あそこに 3 人雇用しておりますので、雇用を生む場所でもあると。重ねて、畜産農家にとってはなくてはならない施設であるということで、修繕費に対しては、これはやむを得ないかなというふうに思っております。

○議長（高橋裕子さん） ほかに質疑はありませんか。

12 番落合さん。

○12番(落合健治君) 42 ページです。交通安全対策費の節の7番、報償費の免許返納奨励金ですね。1万7,000円とありますが、その内容と対象人数。

この文章だけを察するに、事故を自分が起こしたく、もうこれ以上免許持っとっても事故を起こすなという方が優しい気持ちで返納された方が多いと思うんですが、その金額について、人に優しい町を推奨する町長からも金額についても一つお伺いいただければと思います。ただ内容と人数とそれと一つお伺いします。よろしくお願ひします。

○議長(高橋裕子さん) 仲川総務課長。

○総務課長(仲川広人君) お答えいたします。

免許証の返納時の証明発行手数料分を奨励金として交付するという事で計上いたしております。

一応、1,100円の年間15件ということで見込んで計上いたしております。

○議長(高橋裕子さん) 吉瀬町長。

○町長(吉瀬 浩一郎君) これは私の感想なんですけど、なかなか地方の町で車がないと動けないというところがありますので、今もう80超えた方も、私の知ってる方は車を運転されてます。危ないなと思うこともあるんですが、やはり生活のために車は必需品ですので、特に買い物に行くとかですね、病院に行くとか、今、朝夕タクシーがかなり町内走っておりますけども、あれはほとんどご老人がお年寄りが病院に行かれるタクシーだと思います。

で、やはりそういう意味から言えばなかなか免許の返納というのは難しいのかなと、例えば自分がそれをやるとしたら何歳になったら返せるのかなと思ったときに、家に若い人がいてくれたらですね、これはもうその人に土日とか、それは休みですからですね、空いてるときに昼休みとか送ってもらうこともできるんでしょうけど、その方が仕事に行ってるということになると、これはまた自由に動けるような仕事であればいいんでしょうけど、難しいと思いますので、免許の返納に関しては、奨励はしますけれどもしかし、なかなかそこを返すという段階に至るまではかなりの気持ちのその何て言うんですかね、自分の気持ちをそこに持って行くまで難しいかなというふうに思ってます。

交通事故は、やはり起こしてしまったら、かなりいろいろとこうご苦労がお互い厳しいので、本当は、公共的ですね、そういうバスとかが走れて、隅々までドアトゥドアあたりで行ければいいんですけれども、そういう資金的な余裕も余りありませんので、やはり免許の返納については、ご本人の意思に任せるしかないかなと今の時点ではそういうふうに思っております。

免許の免許証の返納についてはそういうことです。

○議長(高橋裕子さん) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号、令和3年度多良木町一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第 25 「議案第 63 号」 令和 3 年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）
予算

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 25、議案第 63 号、令和 3 年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算を議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 63 号、令和 3 年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算は、原案のとおり可決されました。

日程第 26 「議案第 64 号」 令和 3 年度多良木町国民健康保険特別会計（直診勘定）
予算

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 26、議案第 64 号、令和 3 年度多良木町国民健康保険特別会計（直診勘定）予算を議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 64 号、令和 3 年度多良木町国民健康保険特別会計（直診勘定）予算は、原案のとおり可決されました。

日程第 27 「議案第 65 号」 令和 3 年度久米財産区特別会計予算

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 27、議案第 65 号、令和 3 年度久米財産区特別会計予算を議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 65 号、令和 3 年度久米財産区特別会計予算は、原案のとおり決定されました。

日程第 28 「議案第 66 号」 令和 3 年度多良木町上水道事業会計予算

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 28、議案第 66 号、令和 3 年度多良木町上水道事業会計予算を議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 66 号、令和 3 年度多良木町上水道事業会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第 29 「議案第 67 号」 令和 3 年度多良木町下水道事業特別会計予算

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 29、議案第 67 号、令和 3 年度多良木町下水道事業特別会計予算を議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 67 号、令和 3 年度多良木町下水道事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第 30 「議案第 68 号」 令和 3 年度多良木町介護保険特別会計予算

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 30、議案第 68 号、令和 3 年度多良木町介護保険特別会計

予算を議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

11 番猪原さん。

○11番(猪原清君) それでは4点伺います。

12 ページの款の3、地域支援事業費の目、介護予防ケアマネジメント事業費で介護予防ケアマネジメント委託料と、その下の負担金あるんですけど、まずこの介護予防ケアマネジメント委託料の委託先を伺います。それと委託料、委託料の委託先ですね、それと毎年、決算書を見て、このケアマネジメント委託料、負担金の不用額がゼロなんですけど、その不用額ゼロの理由を伺います。

○議長(高橋裕子さん) 東健康・保険課長。

○健康・保険課長(東 健一郎君) それでは、お答えいたします。

介護予防ケアマネジメント委託料ということで、委託先は上球磨包括支援センターでございます。

続けてお尋ねのゼロになるということですが、その分、当初予算で包括支援センターからも金額の提示がございますし、途中で運営協議会等も開きまして、補正等も行っておるところでございます。そういうことでゼロということでございます。残りが無いということでございます。

○議長(高橋裕子さん) 11番。

○11番(猪原清君) 当初予算より少ない時もあるのかなと思うんですけど、次いきます。

14 ページ、目の4、生活支援体制整備事業費。これの委託先と内容、事業の内容ですね、それをお伺いします。

○議長(高橋裕子さん) 東健康・保険課長。

○健康・保険課長(東 健一郎君) それでは、お答えいたします。

生活支援体制整備事業の委託料でございますが、委託先につきましては、社会福祉協議会の方をお願いしております。

これはほぼ人件費でございます。人をですね、雇いますと言いますか、お願いいたしまして、そういう体制の整備を作っていただくリーダー的な存在ですね、ということをお願いしております。

○議長(高橋裕子さん) 11番。

○11番(猪原清君) あんまりよく内容がわからなかったんですが、次行きます。

目の5番、認知症総合支援事業費、節の委託料、認知症初期集中支援推進事業委託料、これの委託先、それと先ほどもこの内容、事業の内容ですね、それとこの場合が前回、たしか不用額が7,000円ぐらいだったと思うんですけど、ほぼ誤差なく、当初予算といってるというこの理由をお聞きします。

○議長(高橋裕子さん) 東健康・保険課長。

○健康・保険課長(東 健一郎君) それでは、お答えいたします。

認知症初期集中支援事業ということでございますが、これの委託先は包括支援センター、上球磨包括支援センターですね、の方でございます。

これも事業につきましては、包括支援センターと連絡を取り合って協議会等も開いております。その中で補正等の事業費ですね、の変更も当然あり得ますので、そういうことがありましたら、補正を行いますして、減額あるいは増額等を行っているところでございますので、ほぼゼロに近いと言いますか、残が残らないような予算は、を補正で行うところでございます。

○議長(高橋裕子さん) 11番。

○11番(猪原清君) これについてはさらに聞きますけど、前回聞いたときは確か対象の利用者というか、対象者が町で1名だったんですね。それに初期集中で支援したと。それが314万

もかかっているのかなど。それで不用額がほぼゼロに近いというのは、これまで仮定で 50 人そういう人がいたら、50 倍かかってしまうんじゃないだろうか。

ですからその、ただそういう相談の件数に対してこの委託料、妥当なものであるかなど。それお答えください。

○議長（高橋裕子さん） 東健康・保険課長。

○健康・保険課長（東 健一郎君） お答えいたします。

その議員の方が 1 名とおっしゃいましたが、実績はちょっと手元に持っておりませんが、当然 1 名ではございません。

仕組みとしましては、上球磨 3 ヶ町村ですね、が一体となって委託をしておるところでございます。当然、毎月の打ち合わせとか、訪問、相談ですね、も行っておりますので、1 名という数字はちょっとあり得ませんので、ちょっと数字的には後ほど議員の方にもお見せできればと思いますが、その点よろしく願いいたします。

○議長（高橋裕子さん） 11 番。

○11 番（猪原清君） 3 ヶ町村ということですから、これは 314 万 2,000 円というのは多良木町だけの負担金ですよ、委託料。ですから 3 ヶ町村ならもっと増えるわけです。3 ヶ町村で 1 名と言ったのではなくて、多良木町で 1 名と言いました。

ということで、それはまた後で資料の提出をお願いします。

最後にですね、15 ページ。目の地域ケア会議推進事業費。毎回聞きますけど、委託料が 297 万 6,000 円。これの委託先、事業内容、これも不用額がゼロです。それぞれ理由を理由と内容お聞きします。

○議長（高橋裕子さん） 東健康・保険課長。

○健康・保険課長（東 健一郎君） お答えいたします。

地域ケア推進会議の事業の委託料ということでございますが、これにつきましても上球磨包括支援センターの方に委託しておる事業でございます。

事業の概要といたしましては、地域包括支援センター等におきまして、多職種協働によります個別事例の検討等を行いまして、地域のネットワークを構築、ケアマネジメント支援、地域課題の把握等を推進する事業ということでございます。

事業費は残らないということでございますが、これにつきましても、先ほどと同様に補正等を行いますので、ゼロになるというところでございます。

○議長（高橋裕子さん） 11 番。

○11 番（猪原清君） えーとですね、地域ケア会議の委託先が上球磨包括ということで、地域ケア会議は恐らく本年度はそんなに開かれてないんですよ、コロナ、新型コロナの影響で。それなのに、不用額がゼロ。これ、私算数はあまり強くない方ですが、それにしてもやっぱりこうおかしいんじゃないかなど、この会議に対して。

質問もこれで終わりますけど、先ほど聞いた生活支援体制整備事業以外はすべて上球磨包括への委託なんです。ただ、上球磨包括のこの公立病院のですね予算書を見ると、地域ケア会議推進事業とかの歳出に、認知症初期云々ですね、の歳出はないんですね、記載が。

ということは、この地域包括にこれだけ 300 万、700 万、じゃない 300 万、290 万と入れておられますけど、この内容とか収支の明細が全然把握できないっていうか、町民目線から言えばどうなっているのかわからないという感じなんです。

これだけ包括支援センターに委託されて、さらに 14 ページの目には包括的継続的ケアマネジメント事業ということで、上球磨包括支援センター運営委託費が大元に出されているわけなんですよ。それにくっつけていろいろされてるっていうことに対しての、収支の内容、明細がわからないということで、これも課長資料があれば、後日、提出をお願いしたいと思いますが。

○議長（高橋裕子さん） 暫時休憩いたします。答弁打ち合わせをいたします。
(午前 11 時 38 分休憩)
(午前 11 時 38 分開議)

○議長（高橋裕子さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。
東健康・保険課長。

○健康・保険課長（東 健一郎君） お答えいたします。
先ほど来、公立病院の決算書ですかね、の方に載ってないというふうなお話でございましたが、予算のつくりがちよっと違うもんでなんですけど、この委託料がですね、ほぼ人件費となっております。そういうことで事業名が載ってこないものと思われまので、先ほど申されましたとおり、詳しい事業内容ですね、人員と事業実績等もございますので、その分につきましてはご提示させていただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（高橋裕子さん） ほかに質疑はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋裕子さん） これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。
お諮りします。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。
したがって、議案第 68 号、令和 3 年度多良木町介護保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第 31 「議案第 69 号」 令和 3 年度多良木町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 31、議案第 69 号、令和 3 年度多良木町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。
既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。
お諮りします。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。
したがって、議案第 69 号、令和 3 年度多良木町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。
本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

(午前 11 時 40 分散会)